

平成29年 2月 3日

投資家の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

三井住友・デュエット・ファンド 繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております標記の投資信託につきまして、下記の通り繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 繰上償還予定日

平成29年 4月20日

2. 繰上償還理由

「三井住友・デュエット・ファンド」は、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が3億口を下回る」こととなり、今後も受益権口数の回復が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されるため、繰上償還することが受益者の皆さまに有利であるとの判断から、信託約款の規定に従い信託契約を解約し、繰上償還するものです。

3. 留意事項

上記繰上償還予定日（平成29年 4月20日）をもって信託を終了する予定にしております。
なお、法令および信託約款の規定に基づき、平成29年 2月 3日から平成29年 3月 9日までの期間、上記繰上償還に対する異議申立てを受け付けますが、平成29年 2月 3日以降、ファンドをお申し込みいただき、これに伴い取得された受益権につきましては、本件に関する異議を申し立てることはできません。
また、異議申立ての結果、繰上償還を行うことが決定した場合、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがあります。売却完了後は、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご留意ください。

以上の点をご了解の上、ファンドをご購入いただきますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせは・・・

三井住友アセットマネジメント株式会社

お客さま専用フリーダイヤル 0120-88-2976

受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時